

奈良県立大学国際交流委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学における国際交流活動の推進に資するため、奈良県立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「法人」とは、公立大学法人奈良県立大学をいう。

2 この規程において「大学」とは、法人が設置する奈良県立大学をいう。

3 この規程において「職員」とは、教員及び一般職員をいう。

(審議事項等)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 海外の大学との交流に関する事項

(2) 留学生の派遣及び受入に関する事項

(3) 学生のフィールドワークの支援に関する事項

(4) 語学教育の高度化に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか法人又は大学が行う国際交流事業に関する事項

(6) 国際交流室の運営に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議の結果について、必要に応じて大学運営会議又は教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 専任教員のうち学長が指名する者 4人以上

(2) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長がこれを指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は国際交流室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。